

# ほうじん北沢

H o u j i n K i t a z a w a

2019年  
10・11月号  
No.348

## 秋まつり縁日出店

令和元年北澤八幡宮例大祭

全法連全国大会(三重大会)

税制委員会主催  
公開税務研修会



北澤八幡宮 世田谷北辺の守護神として、吉良家によって勧請された。「世田谷七澤八社随一、正八幡」と称され、人々の尊崇を集めてきた。秋の例大祭は世田谷百景に選定され30台もの神輿が出て、境内一帯は人々で賑わう。当法人会が屋台を出店しお祭りに寄与している。

# 11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、12月2日(月)までにお納めください。

## ＜ご利用になれる納付方法＞

**窓口**

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口  
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

**口座振替**

※2019年4月から、Webでも申込みを受け付けています。



都税 Web口座振替

検索

**コンビニ**

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。  
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。  
ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

**クレジットカード**

※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)

都税クレジットカードお支払サイト

検索



A T M  
インターネット  
モバイル  
バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。  
※ (P) (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。  
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。  
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

## 簡単 便利 安心 な 口座振替 の申込はWebで!!

**簡単**

●パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけです。[http://www.tax.metro.tokyo.jp/common/web\\_kouzafurikae.html](http://www.tax.metro.tokyo.jp/common/web_kouzafurikae.html)

**便利**

●依頼書への記入や銀行印の捺印は不要です。  
●11月10日までに申込みいただくと、個人事業税第2期からの口座振替が可能です。  
※11日以降に申込みいただいた場合、来年度第1期からの振替となります。

**安心**

●振替日に口座振替され、納め忘れ防止につながります。

### ＜口座振替のお問い合わせ先＞

主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

※受付時間は平日9時～17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

【お問い合わせ先】 <課税について> 渋谷都税事務所の個人事業税班 03-5420-1621  
<納税について> 世田谷都税事務所の徴収管理班 03-3413-7111

## 目次

北澤八幡宮例大祭 秋まつり縁日出店	4	千歳台・船橋支部 ちとふな盆踊り/千歳台・船橋支部 第2回 公開税務研修会	23
税制委員会主催 公開税務研修会	6	下北沢支部 第1回 公開税務研修会/会員紹介	24
第36回 法人会全国大会・三重大会	7	経堂支部 第2回 支部会員会議・交流会/会員紹介	25
理事会特別セミナー「温暖化対策報告書の出し方」/あしながPウォーク募金報告	8	都税事務所からのお知らせ	2
法人会自主点検チェックシート	9	日本政策金融公庫からのお知らせ	3
法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」まとまる	16	大切ですよ!就業規則	12
きたざわ川柳/教えて!税金八先生!	18	経理の知識	13
南鳥山・粕谷支部/給田・北鳥山支部共催 公開税務研修会	21	法律相談	14
明大前支部 第1回「支部会議・懇談会」/会員紹介	22	北沢税務署からのお知らせ	15

北沢法人会 会員の皆さまへ 日本政策金融公庫からのご案内

## 「事業資金」のお知らせ

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）のご案内

ご融資額 2,000 万円以内  
返済期間 設備 10 年、運転 7 年

ご相談は渋谷支店の担当者大川が  
承ります。お気軽にご相談ください。

## 「国の教育ローン」をご存じですか？

制度創設以来、**40年**の歴史を持つ  
公的な融資制度です。

融資限度額



〳 お子さま1人につき/  
上限 **350** 万円

〳 海外留学資金の場合/  
上限 **450** 万円



## 「国の教育ローン」 3つのポイント

1

固定金利

年 1.71%  
令和元年10月8日現在  
最長 15 年の  
長期返済

2

ご家庭の状況  
に応じた  
優遇制度

3

(公財) 教育資金  
融資保証基金  
による保証

● お借入時の金利が完済まで  
変わらない固定金利を採用  
し、返済期間は、最長 15  
年までと長期です。

● 「国の教育ローン」は、母子  
家庭、お子さまが3人以上の  
世帯などを対象に、返済期間  
の延長、金利の低減などの優  
遇制度があります。

● 「国の教育ローン」では、  
公益財団法人教育資金融資  
保証基金による保証をご利  
用いただけます。

日本政策金融公庫 渋谷支店 国民生活事業

〒150-0041 東京都渋谷区神南1-21-1(日本生命渋谷ビル2・3階)

Tel:03-3464-3914

日本公庫は、民間金融機関の取組みを補完し、事業に取組む方々等を支援する政策金融機関です。

# 北澤八幡宮例大祭 秋まつり 縁日出店



北沢法人会、会員の皆様、こんにちは。

令和元年9月7日（土）～8日（日）に北澤八幡宮例大祭が開催されました。

北沢法人会としては、昨年同様に8ブース（たこ焼き、焼鳥、焼きトウモロコシ、焼きそば、かき氷、ドリンク、射的、金魚すくい）を担当しました。

女性部会、青年部会、下北沢支部、代沢・代田支部だけではなく、他の支部の方々にもご協力いただき、普段の各部会などでは会わない会員同士の交流の場となりました。各々担当するブースではベテランもいれば初参加の人もいる中で、作業を教え合いながら楽しくブース運営をしていくうちに会員同士の結束が強まったと思います。我々実行委員会としても普段あまりお話しできなかった会員の方々と密に交流できる良い機会となりました。おかげで、2日間で延べ300名近い方にご協力いただき、無事に縁日ブースを成功させることができました。

今年は事前に大型台風の予報もあり、人の出も全く予想ができなかったため、食べ物飲み物の発注、そしてお手伝い人数のシフト表などに関しては非常に頭を悩ませました。特に日曜日に台風直撃の情報があったためか土

曜日にお客さんが集中し、例年と比べても大変な混雑でしたが、毎年お手伝い頂いているベテランの方々を中心に素晴らしいオペレーションで、特段大きな問題もなく各ブースを運営して頂きました。結局日曜日は例年よりも早めの撤収を決断しましたが、本格的に台風が来たのはちょうど全ての片づけが終了した頃で、結果、大きな事故やケガ人もなく終わられたことは本当に良かったです。

9月30日（月）にはブース責任者を中心に反省会を開かせて頂き、次年度の運営に向けて活発な意見交換ができました。

そして、反省会終了後には、お手伝いに来てくれた方々にお集まりいただき、打上げを行いました。来年度以降の実行委員長候補になる青年部会員にも前に出て挨拶を頂きながら、皆でお祭りの労をねぎらう、とても有意義な会となりました。

今後も北澤八幡例大祭がより素晴らしいお祭りになるようにしていきたいと思っておりますので、また来年もご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

（お祭り実行委員長 東 宏樹）

固体被膜潤滑剤製造加工

東洋ドライループ株式会社

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4

☎3412-5711 FAX3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する



株式会社 大成出版社

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11  
TEL 03 (3321) 4132 FAX 03 (3327) 3777  
<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>



手つきも焼き加減もすべてプロ級の「焼き鳥」と「焼きトウモロコシ」



子供たちに大人気の「金魚すくい」と「射的」



朝から夕刻まで、終日大勢のお客さんが訪れました

## ネジの総合商社

- 樹脂付ユニポイント
- ドリルスクリュー
- タッピングスクリュー
- タップタイト
- 特殊受注品

株式会社 **セガワ**

代表取締役 **渡瀬 丈史**

〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13  
☎ (3413)0560 FAX (3413)2429

◆ 愉快的な生活の創造と果敢な挑戦 ◆

☆ リネンサプライ ☆ クリーニング

**(利)** 株式会社 **玉川繊維工業所**

本社 東京都世田谷区松原 3-40-7  
パインフィールドビル 6階  
TEL 03(3327)1111(代表)

# 税制委員会主催 公開税務研修会



冒頭挨拶  
渡瀬 委員長



閉会挨拶  
大石 副会長



講師  
廣田純子先生



令和元年9月17日(火)18時より北沢法人会館3F大会議室にてJSコンサルティング代表 廣田純子先生をお招きし、90分の公開税務研修会を開催いたしました。

出席者は例年ですと20～30名との事でしたが、今年は廣田先生の評判と研修会の題材が良かった事とご案内を世田谷区報にも掲載したお陰で、44名(内一般参加者5名)もご参加を頂きました。

1部にて10月1日より実施されます消費税の軽減税率制度についての最終確認とインボイス制度の概要を

講演頂き、2部では民法相続税改正のポイントを解り易くご説明頂きました。ご参加いただきました皆様も熱心に耳を傾けられ、たくさんメモを取っておられました。

研修会後のアンケート調査におきましても約9割の方が良い・やや良かったとの結果でした。

税制委員会ではこれからも皆様に興味を持って頂ける研修会を行ってまいりますので、研修会の案内を見かけましたらすぐに予定を入れて頂き、ご参加下さいませようお願い致します。

(税制委員長 渡瀬 丈史)

## ■アンケート結果報告■

令和元年度「公開税務研修会」

令和元年9月17日(火)18時～19時30分

講師：廣田純子先生

### Q1.全体的な印象

	実数	比率(%)
5.良い	20	64.5
4.やや良い	8	25.8
3.普通	3	9.7
2.やや悪い	0	
1.悪い	0	
合計	31	100.0



### Q3.説明のわかりやすさ

	実数	比率(%)
5.良い	20	64.5
4.やや良い	6	19.4
3.普通	4	12.9
2.やや悪い	1	3.2
1.悪い	0	
総計	31	100.0



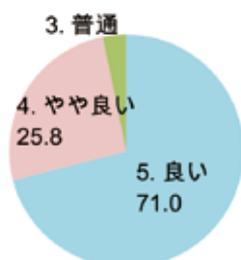
### Q4.内容の有用度

	実数	比率(%)
5.良い	19	61.3
4.やや良い	11	35.5
3.普通	1	3.2
2.やや悪い	0	
1.悪い	0	
総計	31	100.0



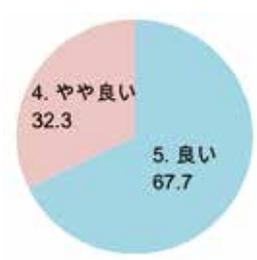
### Q2.研修のテーマ

	実数	比率(%)
5.良い	22	71.0
4.やや良い	8	25.8
3.普通	1	3.2
2.やや悪い	0	
1.悪い	0	
総計	31	100.0



### Q5.資料の充実度

	実数	比率(%)
5.良い	21	67.7
4.やや良い	10	32.3
3.普通	0	
2.やや悪い	0	
1.悪い	0	
総計	31	100.0



## 第36回 法人会全国大会・三重大会



全法連税制委員長  
として登壇した  
飯野会長

長が、全法連副会長・税制委員長として、「税制改正に関する提言」を行うという次第となっております。このような大きな

令和元年10月3日（木）、三重県津市の津市産業・スポーツセンターにて全国法人会総連合（全法連）主催の法人会全国大会が開催されました。

今回の参加者は、飯野会長ご夫妻をはじめ、梶原副会長、本庄副会長、馬場副会長、大石副会長、飛田下北沢支部長、渡瀬税制委員長、廣住事務局長に私という総勢10名という大所帯での参加となりました。私以外が、正副会長に常任理事という大先輩ばかりで、とても恐れ多くて場違いな参加と感じていました。

3日の朝、東京から名古屋を経由し津市へ到着、飯野会長は全法連の役員ということで前乗りでご準備をされており、会場で合流、物産展を一通りまわった頃に、第一部の開始となりました。

第一部の記念講演は、伊勢神宮広報室広報課長の音羽悟氏による「皇室と神宮」と題した講演で、伊勢神宮と皇室との関わりが丁寧に説明され、令和元年にふさわしい講演内容となりました。

第二部の式典では、全法連小林栄三会長によるご挨拶、来賓の紹介及びご挨拶につづき、我々北沢法人会飯野会

な大会での晴れ舞台、若干緊張した面持ちで登壇した飯野会長、静まり返った会場、なんとその静寂を破って「飯野さあ～ん」という女性の声が響きました。

一瞬ぎょっとした飯野会長でしたが、その声援を受けたおかげ？か、落ち着きと自信をみなぎらせて、貫禄のある提言をなさっております。もうお分かりだと思いますが、飛田支部長の声援でした。威風堂々とした飯野会長はもちろんのこと、あの場であの声援を送れる飛田支部長には、正直度肝を抜かれました。

第三部の懇談会は、飯野会長ご夫妻のみの参加ということで、私達は宿泊予定の松坂に一足先に向かい、その後、ご夫妻と合流し和田金で食事、翌日はお伊勢参りへ向かう、とても充実した二日間となりました。参加された正副会長を始め常任理事の方々との触れ合いのおかげで、最初に感じた恐れ多くて場違いな参加という感想から、来年の岩手大会も楽しみだなあと変化した素晴らしい三重大会同行となりました。

参加された皆様、本当にお疲れさまでした。

（広報副委員長 長 沼 洋一郎）



# 理事会特別セミナー「温暖化対策報告書の出し方」



令和元年7月24日（金）北沢法人会第2回理事会第一部において、有限会社サステナブル・デザイン研究所 代表取締役西原弘氏（経堂支部長）より、温暖化対策報告書の出し方についてとてもわかりやすい説明をしていただきました。

昨年に引き続き社会貢献事業の一環として公益事業委員会で報告書の提出に取り組み、法人会の皆様には今年でもご協力いただいております。

今年は前回提出いただいている場合は報告書の記入が簡単になった事。新施策として東法連からの助成金を活用し、報告数一社につき1000円分の商品券が各支部に表彰される事も説明がありました。（助成金の都合により10万円分で打ち切り）その影響も大きくその後の理事会で各支部長から意欲的に取り組む発言が聞かれ期

## 令和元年度「地球温暖化対策報告書」

公益事業委員会では本年度も社会貢献事業の一環として東京都の「地球温暖化対策報告書（以下、報告書）」の提出に取り組んでおります。これは報告書作成を通じて東京都がCO2排出量を認識し、的確な省エネ対策に繋げるものです。また提出事業者は、東京都推奨の省エネ機器導入の際の税制優遇（省エネ促進税制）等のメリットがあります。

今年度は新施策として、東法連からの助成金を活用し、報告数一社につき1,000円分の商品券を副賞として支部別に表彰させていただきます。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

公益事業委員長 山崎 哲也

### 電気・ガス・水道

各使用量については、昨年度（平成30年4月～平成31年3月）の請求書、検針票等でご確認頂くか、お使いの各事業者にお問い合わせください。

【業種】（具体的に） ※前回と変更ない場合は右側に✓→□	都市ガス使用量 ( ) ml
【事業所の床面積】 ※前回と変更ない場合は右側に✓→□ ( ) m <sup>2</sup>	プロパンガス（LPG）使用量 ( ) kg
【事業所の所有形態】 □ 自己所有 □ 他者所有 □ 前回と変更なし	電気使用量 ( ) kWh
【報告範囲】 □ 建物全部 □ 建物の一部(テナント) □ 建物の一部(自らの稼働部分のみなど) □ 前年と変更なし	水道使用量 ( ) m <sup>3</sup>
【報告範囲の主たる用途】 ※前回と変更ない場合は右側に✓→□ □ 事務所 □ 商業施設(物販) □ 商業施設(飲食) □ 工場 □ 複合施設 □ その他	【留意点】 ・自動車燃料のガソリンや軽油は対象外です。 ・建物がご自宅と兼用の場合、床面積・エネルギー使用量とも事業所部分の数字のみ記入。 ・事務局に作成代行を依頼される場合は、ご記入後、事務局までEメールまたはFAXでお送りください。

詳しくは【公益財団法人東京都環境公社 クールネット東京 地球温暖化対策報告書制作のHP】  
<http://www8.kankyometro.tokyo.jp/fondanka/report/index.html>

会社名	代表者名	役職
事業所住所 〒		
ご担当者名	Mail	
役職	電話	

【公益財団法人北沢法人会事務局】TEL 03-5450-7121(担当 坪井) (作成代行受付一次締切:7月19日(金))  
Email: [info@kizawaohoujinkai.or.jp](mailto:info@kizawaohoujinkai.or.jp) FAX 03-5450-7122

待が持てそうです。

環境の為にも法人会の為にも支部の活性化にもお役に立てると何よりです。

（公益事業委員会副委員長 鳥居 佐智子）

## あしながPウォーク募金報告

あしなが育英会より領収書が届きましたので募金のご報告をさせていただきます。

学生さんから心暖まる、感謝と決意のお手紙が届きました。

一人でも多くの学生さんが希望を持って、可能性を大きく活躍できるように、引き続き、募金活動をさせていただきますのでご協力のほど宜しくお願い致します。（女性部会 副部会長 平塚早苗）

領収証	2019年07月04日 第 35372号
〒154-0022 世田谷区梅丘 1-43-1 広瀬 節代様寄付 公益社団法人北沢法人会女性部会 様	¥31,000- 但し、進捗奨学金として 上記正に領収させていただきました
一般財団法人あしなが育英会 会長 玉井 義臣 東京都千代田区千代田 2-7-5 総務会館 4F 〒102-8629 電話 03-3221-0888	

## お礼状

公益社団法人北沢法人会女性部会 様

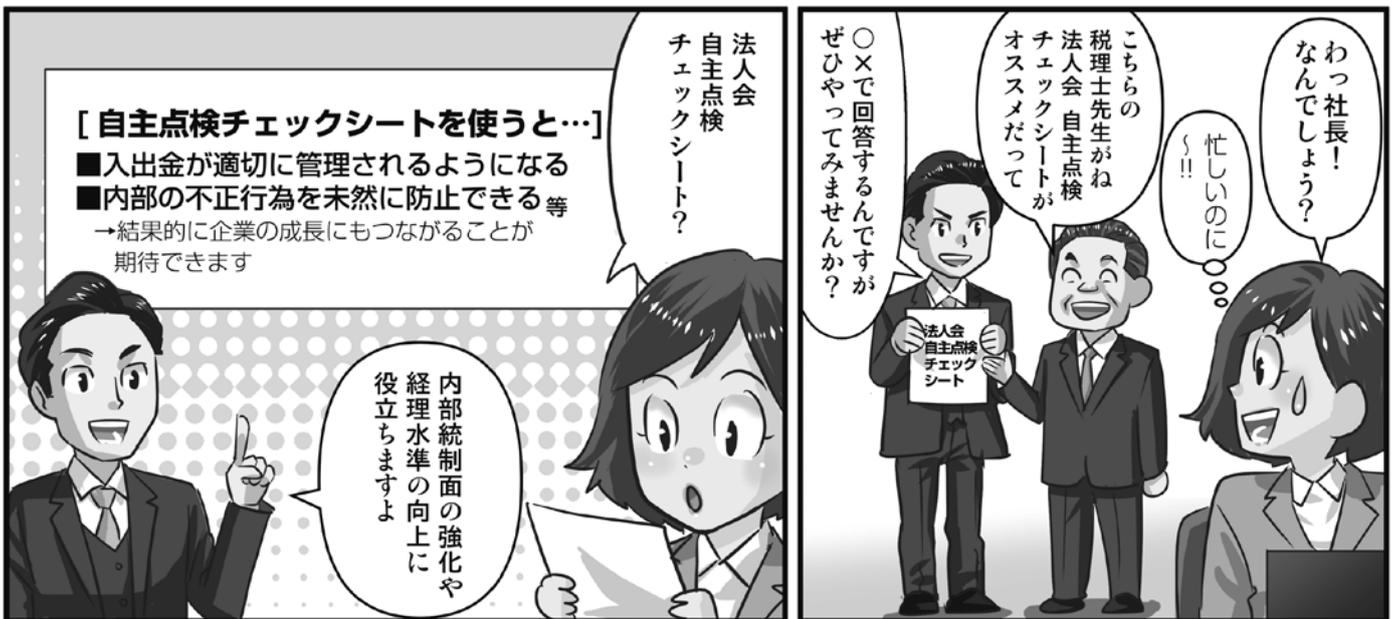
このたびは、本会の事業にご賛同いただき温かいご寄付を賜り誠にありがとうございます。  
本会は災害や病気、自死（自殺）で保護者を亡くし、または保護者が重度の後遺障がいて働かず教育費に困っている高校生や大学・専門学校生に対し奨学金の貸与・給付で進学を支援するとともに、小中学生以上の遺児には心のケアを行い、将来、広く人類社会に貢献する人材の育成に取り組んでおります。  
遺児家庭の生活は、消費税増額の影響でさらに厳しくなっており、奨学金等による教育支援は依然として必要です。遺児家庭が貧困から脱出する唯一の途は子どもが就職して自立することです。若者の就職難が続く中、遺児家庭の多くは大学・専門学校への進学を希望しております。  
本会は「教育こそが遺児の未来を切り開く」を理念として、仕送りなしでも大学進学が可能な学生寮の充実を図ります。また、遺児が社会力強く歩み出していけるよう、「奨学生のつどい」や、小中学生遺児・東日本大震災遺児を対象とした心のケア活動にも一層力を注ぎます。海外遺児支援においても、アフリカをはじめとした世界の遺児の自立・自立へつながる運動に発展させてまいります。  
みなさまのご寄付は奨学金や心のケア活動として遺児の夢や希望になり、世代を超えて遺児たちを支え続けます。今後とも一人でも多くの遺児が夢に向かって人生を歩むことができよう、ご支援をお願い申し上げます。

2019年08月21日

一般財団法人あしなが育英会

会長 玉井 義臣

ASHINAGA  
あしなが育英会



## 法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に  
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、(表面)に 8. (5) 「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、  
各種チェックシート  
等を活用した社内監  
査実施の有無を記入  
します。



「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、  
社内点検を実施した場合には、右記のように  
記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

2. また、「法人事業概況説明書」(裏面)17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況	○○法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)
	⋮

法人会の会員であることを  
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

自主点検チェックシートの概要は、裏面をご覧ください。

# 自主点検チェックシートとは？

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック（国税庁後援）」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

○ 点検項目チェック表

		II 貸借関係 (資産科目)			
科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外（緊急）の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金（通帳）と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿（受取手形記入帳）は定期的に照合されていますか。	なし	なし		
売掛金 未収金	16 補助簿（売掛一覧表）と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入金条件（決裁日、決裁手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

会社の規模や業種・業態によって当てはまらない項目もあるので、その場合には、「なし」と記入してください。

○ 点検結果記入表  
( 3月 31日点検分)

点検担当者： 法人 太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



北沢法人会

TEL:03-5450-7121

URL: <http://www.kitazawahoujinkai.or.jp>



～月給者も注意！最低賃金の再確認を～

10月1日より、東京都の最低賃金が改定され、現行（1時間当たり985円）より28円（2.84%）引き上げを行い、初めて1,000円を突破し、1,013円となりました。東京都の最低賃金は、業種や規模および常用、臨時、アルバイト、パート、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、都内の事業所で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

時給者については、きちんと確認し、最低賃金を割れないように改定されている事業主様がほとんどかと思いますが、月給者の賃金について、時間単価の算定の方法がわからなかったり、間違っていたりして、最低賃金を割ってしまっているケースも見受けられます。

今回は、月給者の時間単価の計算方法について、説明させていただきますので、月給者についての確認の参考にいただければ幸いです。

1. 東京都の最低賃金（令和1年10月1日～）

東京都最低賃金 1,013円

2. 最低賃金の対象となる賃金

まず、最低賃金はどのような賃金を対象としているのかについて説明していきます。

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

- 1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- 2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- 3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- 4) 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- 5) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- 6) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

3. 最低賃金比較の計算例

次に比較する際の具体例を挙げて説明していきます。以下のような計算式を用いて比較します。

月給額 ÷ 1か月平均所定労働時間数 ≥ 最低賃金額

東京都最低賃金が適用される労働者Aさんの場合、令和1年10月1日以降、東京都最低賃金は、時間額1,013円。Aさんの労働条件は、下記の(1)(2)(3)とします。

1) 年間所定労働日数 255日

2) 月給 230,000円

月給の内訳

基本給…………… 155,000円

役職手当…………… 15,000円

精皆勤手当…………… 10,000円

通勤手当…………… 15,000円

固定残業手当…………… 35,000円

3) 1日の所定労働時間 8時間

まず、月給230,000円から最低賃金の対象とならない精皆勤手当、通勤手当、固定残業手当を除きます。

最低賃金と比較する月給額は170,000円になります。

次に、1か月の平均所定労働時間を出します。

1か月平均所定労働時間

= (年間所定労働日数255日 × 8時間) ÷ 12か月 = 170時間

最後に、平均の時間単価を算出し、最低賃金と比較します。

月給額170,000円 ÷ 170時間 = 1,000円 < 1,013円

したがって、この場合は最低賃金を満たしていないことになります。

意図的に最低賃金を下回る給与額を支払っていたわけではなく、正しく時間単価を算出して対応できていなかったということに気づけなかった場合でも、労働基準監督署の是正勧告を受ける可能性は高く、労基法・最低賃金法上の罰則もありますので、正しく支払いがなされていないと確認した段階で、すみやかに未払い分の精算と給与改定を行う必要があります。

お店や会社の各種PR広告に  
万一の災害時には避難誘導や告知に



どこでもスマホでカンタン文字送信・多言語対応・極薄・軽量・防水・防塵・配線不要・バッテリー駆動▶LED表示器をお探しなら

(株)ユニワールド／ブロードメディア・サービス(株)  
☎ 5376-7233 www.bm-s.jp/

◆会社の人事・労務管理ご相談ください◆

大竹労務マネジメント事務所

社会保険労務士 大竹 謙一

世田谷区給田 3-34-7-203 TEL:03-6671-2878

ご相談は、ホームページからもお受け致します。

URL: www.o-roumu.jp

有姿除却に関する取扱い

「有姿除却」という言葉をごぞんじでしょうか？あまり聞き慣れない方も多いのでは？と思いますが、今回は「固定資産の除却処理」の1つである「有姿除却」というものにつき、「有姿除却とはそもそもどのようなものか？」また「有姿除却処理を適用するためにはどのような条件が必要となるのか？」「有姿除却を適用することにより、いくらの除却損失を損金計上できるのか？」についてご紹介させていただきます。

1、「有姿除却」とは

「有姿除却」とは、有形固定資産が実際に廃棄等されなくても（すなわち「有姿」のままであっても）、その資産に係る帳簿残高を、除却損失等として損金の額に算入することを認めた「例外的な固定資産の除却処理」のことをいいます。

「有形固定資産に係る除却損失」は、原則、その有形固定資産が実際に廃棄等（解撤、破碎、廃棄等）された事業年度に、除却損失が会計帳簿上計上され、かつ税務上損金として計上されることとなりますが、有形固定資産を廃棄等するために多額の廃棄費用が必要な場合などでは、実際に事業に使用の見込みがないにも拘らず、廃棄できずそのまま放置されていることがあります。また、このような場合には、当該有形固定資産は実際事業に使用されていないため、当該有形固定資産に係る減価償却費を税務上損金計上できないという不利益まで発生する可能性があります。このため、税務当局では「法人税基本通達7-2-2」という通達を出し、事業に使用される見込みがないまま放置されている有形固定資産の「帳簿価額」を損金計上するため「有姿除却」という処理を例外的に認めています。

2、有姿除却が認められる減価償却資産の条件

「有姿除却」は、特殊な事情が存在する下で認められる例外的な措置であるため「法人税基本通達7-2-2」におきましては、まず「有姿除却が認められる有形固定資産の条件」として、以下の（1）及び（2）の条件を提示し、有形固定資産がこの条件に該当する場合のみ「有姿除却」の適用を認めています。

- (1) その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産
- (2) 特定の製品の生産のために専用されていた金型等で、当該製品の生産を中止したことにより将来使用される可能性のほとんどないことがその後の状況等からみて明らかなもの

上記（1）は、有形固定資産それ自体の本来的な物理的・経済的価値等が著しく低下している等のため、直接的に「その資産の使用価値」が低下した場合に「有姿除却」が認められる条件を定めた規定となり、上記（2）は、金型のように、特定の製品等を製造するために使用されている有形固定資産が、その製品等の生産が中止等された結果、間接的に「その資産の使用価値」が低下した場合に「有姿除却」が認められる条件を定めた規定となります。上記（1）又は（2）の条件を満たすか否かの判断につきましては、それぞれの有形固定資産の個別的な状況・事実関係を考慮することが必要となりますが、一般的に上記（1）の条件を満たすためには、①その有形固定資産の使用が廃止されていること②有形固定資産それ自体の本来的な物理的・経済的価値等が著しく低下していることにより、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないこと③本来は廃棄等を行うべきものであるにも拘らず廃棄を行っていないことに合理的な理由があることなどが必要となり、上記（2）の条件

を満たすためには、①その固定資産が特定の製品等を製造するため専用されるもの（汎用性がないもの）であること②その有形固定資産を使って製造する製品等の生産が中止されていること③「当該資産を他に転用していない事実」や「その有形固定資産を使用する目的であった製品等の生産が行われていない事実」が一定期間にわたり観察されていること④本来は廃棄等を行うべきものであるにも拘らず廃棄を行っていないことに合理的な理由があることが必要となります。なお、「有姿除却」の規定を適用する場合には、上記（1）の①から③の要件を満たしていること、上記（2）の①から④の要件を満たしていることを客観的に立証できる書類等を会社で作成し、保管しておくことも必須となります。

3、有姿除却によって損金計上することができる除却損失等の金額

「有姿除却」を行った場合に損金の額に算入することができる金額につきましても「法人税基本通達7-2-2」で以下のように規定されております。

「有姿除却」を適用して損金の額に算入できる「除却損失」は、当該資産の「帳簿価額」から「その処分見込価額」を控除した金額となります。

このため、有形固定資産がスクラップ等として売却できる場合には、その「売却価額」等を合理的に見積り、有形固定資産の「帳簿価額」からその「処分見込価額」を控除することが必要となります。

なお、これに付随して、「有姿除却」の対象となる有形固定資産が実際に廃棄等される場合に廃棄費用が発生すると見込まれる場合には、その廃棄費用見込額も「有姿除却」時に「除却損失」に含めて損金計上できるか？が問題となりますが、この点、税務上では「債務確定主義」が採用されていることから、実際に発生していない費用を見積金額で損金計上することができず、有姿除却が行われた事業年度に見積金額で損金計上することはできません。このため、当該廃棄費用につきましても、あくまで実際に廃棄した事業年度に損金計上することが必要となります。

4、会計処理と例示

最後に「有姿除却」の例示とその会計処理をご紹介させていただきます。

例えば、スキー場を経営している会社が、老朽化したリフトを実際に廃棄したが、そのリフトの鉄塔部分につきましても、その撤去費用が多額に発生するため廃棄していないが、鉄塔部分についても今後使用見込みがないため「有姿除却」することが決定された場合には、以下のような会計処理を行うことになると考えます。

（なお、鉄塔の帳簿価額：1,500万円、鉄塔の売却見込額：80万円、鉄塔の撤去見積費用：1,000万円であるとします。）

「有姿除却」の会計処理

機械装置除却損 1,420万円\* / 機械装置（鉄塔） 1,420万円\*  
\*鉄塔帳簿価額：1,500万円 - 鉄塔の売却見込額：80万円 = 1,420万円  
（鉄塔の撤去見積費用は、実際の撤去があった事業年度の損金となります。）

□ 執筆者の紹介

- ・ 税理士：吉竹恒詞（よしただけこうじ）
- ・ 事務所所在地：世田谷区梅丘 2-24-14-101
- ・ 電話番号：03(5799)6863
- ・ FAX 番号：03(5799)6864



「消滅時効1・・・権利にも消費期限があります。」

日常会話の中で、過去の悪事などについて「もう時効だよ。」ということがあります。刑事の公訴『時効』とは別に、民事上も『時効』制度があります。

この民事上の時効のうち、時間の経過により、権利（債権）が無くなってしまふ消滅時効制度について、ご紹介致します。

### ■消滅時効

債権に対応した債務は、法律上履行されるべきであり、それは時間が経過した場合も同様です。

しかし、債権が行使されないという事実状態が継続した場合それ自体を保護したり、時間の経過に伴う証拠の散逸から債務者を保護したり、または「権利の上に眠る者は保護しない」との理由から、一定の期間で債権が消滅する時効制度が民法上設けられております。

実際に消滅時効の効果を発生させるには、援用の意思表示をする必要があります（民法§145）。

理論的には、債務者が債権者に対し「消滅時効を援用します」と口頭で伝えれば足りませんが、「言った、言わない」の水掛け論を避けるためにも、一般的には内証証明郵便の形式の書留で送付するなど証拠を残す方法で通知します。

### ■民法改正による時効時間の変更

この消滅時効についても、民法の規定が改正されます。

旧民法では、債権の種類によって消滅時効の期間は1年から10年まで区々でした。

	旧民法	新民法
一般の貸金	10年	①10年 ②5年
商行為による債権	5年	
業者の工事代金	3年	
卸売商人の売買代金	2年	
運送賃	1年	
飲食代金	1年	

新民法では、バラバラだった時効期間を整理して、①権利を行使することができる時から10年、または②権利者が権利行使できることを知った※時から5年間、いずれか早い方で消滅時効が完成することになりました（新民法§166 I）。

※「事実上知ることができたとき」と解釈される見込みです。仮に契約書に履行期限が定められていることを見落としていても、後から「知らなかった」と弁解することはできないので、注意が必要です。

### ■新民法と旧民法の棲み分け

新民法の施行日は2020年4月1日です。この施行日前に債権が生じていた、又は施行日前にその原因である契約等がなされていた場合には、旧民法が適用されます（改正附則§10 I）。

逆に、施行日後に債権が発生し、かつその原因である契約等も施行日後になされていた場合には、新民法が適用されます。

### ■権利は『生もの』です。

法律上債権は消滅時効が完成するまで行使することができます。

しかし、債権者が長期間債権を行使しないと、債務者に「債権は行使されないものだ」との誤解を与え、後から権利を行使しようと思っても、債務者から事実上拒絶されることもあります。

債権も、食べ物と同じで、消費期限（消滅時効）ギリギリまで放置することなく、できるだけ早く食べ（請求）ましょう。

エースの作業用手袋  
機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

 **小野商事株式会社**

代表取締役 **小野 俊英**

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6

☎3322-5111(代) FAX3324-0005

### 執筆者紹介

**桑原法律事務所**

弁護士 **桑原 慎也**

〒156-0043 世田谷区松原 1-37-21 小野ビル 4階

電話：03(5355)0818

業務時間：平日 9:30～17:30

# 北 沢 税 務 署 からの お 知 ら せ

令和元年分 年末調整等説明会及び消費税の軽減税率制度説明会の開催のお知らせ

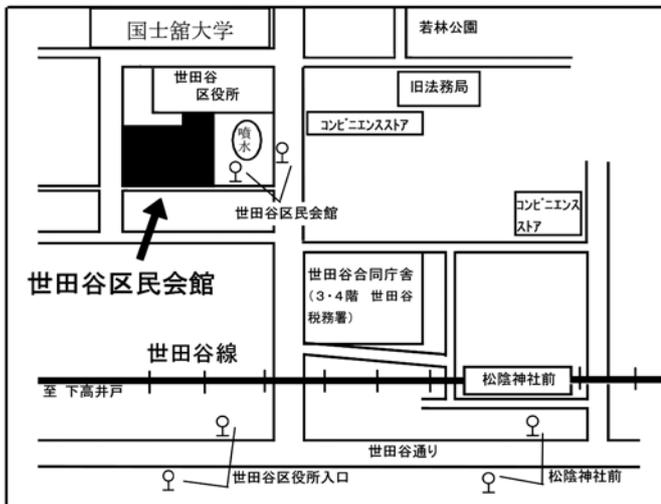
開催日	開催時間	説明会会場	対象地域(注)
11月12日(火)	軽減税率制度説明会 10時30分～11時30分 13時30分～14時30分	北沢税務署 3階会議室	
11月13日(水)	軽減税率制度説明会 11時00分～12時00分	世田谷区民会館	梅丘・大原・北沢・経堂・ 豪徳寺・代沢・代田・羽根木・ 松原・宮坂 (いずれか都合のよい日)
	用紙配布 13時00分～13時30分		
年末調整等説明会 13時30分～16時00分			
11月14日(木)	軽減税率制度説明会 11時00分～12時00分	烏山区民会館 (ホール)	赤堤・粕谷・上北沢・北烏山・ 給田・桜上水・千歳台・ 八幡山・船橋・南烏山
	用紙配布 13時00分～13時30分		
年末調整等説明会 13時30分～16時00分			
11月20日(水)	軽減税率制度説明会 11時00分～12時00分	北沢税務署 3階会議室	
	用紙配布 13時00分～13時30分		
年末調整等説明会 13時30分～16時00分			
11月26日(火)	軽減税率制度説明会 10時30分～11時30分 13時30分～14時30分		

(注)対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

- 年末調整等説明会、源泉所得税関係についての問合せ  
… 北沢税務署 法人課税第2部門(源泉所得税担当) 03-3322-3271 内線 522・523
- 用紙請求、法定調書関係についての問合せ  
… 北沢税務署 管理運営部門 03-3322-3271 内線 344
- 軽減税率制度説明会、消費税関係についての問合せ  
… 北沢税務署 法人課税第1部門 03-3322-3271 内線 513・514
- 用紙請求(区役所関係)、給与支払報告書及び住民税特別徴収についての問合せ  
… 世田谷区役所 課税課 03-5432-1111(代表) <http://www.city.setagaya.lg.jp/>

## 【会場案内】

◎ 世田谷区民会館(世田谷区世田谷 4-21-27)



◎ 烏山区民会館(世田谷区南烏山 6-2-19)



※どちらの会場にも駐車場がありませんので、ご来場の際は公共の交通機関等をご利用ください。

## 法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」まとまる

# 中小企業の活性化に資する税制措置を!

法人会の「令和2年度税制改正に関する提言」が、9月18日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて提言活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な提言活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

## I 税・財政改革のあり方

### 1. 財政健全化に向けて

2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する。政府のプライマリーバランス黒字化目標年度は2025年度であるが、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前(2022年より前)に黒字化目標を設定すべきである。

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要であるが、バラマキ政策となってはならない。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○今般の消費税引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が目前に迫っている。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政

の健全化も実現できないことは、すでに指摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源の確保が必要である。

### 3. 行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならないが、政府・議会が国民の要請に応えているとは言い難い。

○国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。

○国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

○軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○税率引き上げによる景気への影響を緩和する対策

としてキャッシュレス決済へのポイント還元制度等も実施される。国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮を求める。

## II 経済活性化と中小企業対策

### 1. 法人実効税率について

○平成28年度税制改正で法人実効税率「20%台」が実現(29.74%)したが、OECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要があろう。

### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

### 3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○「事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設」事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

○「相続税、贈与税の納税猶予制度の充実」

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成

29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

- ②特例制度を適用する場合、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

## III 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化にとって極めて重要である。その際は地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進する上でもこの理念は極めて重要になろう。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。地方交付税制度は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め、地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。

## IV 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

## V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。  
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

\*\*\*「ノージ」さん\*\*\*

勸奨 ああ汗傷(造語) 完勝

\*\*\*「ライスカレー」さん\*\*\*

マンゴーを大事にしすぎて食べ遅れ

最近ではスマホで新聞読めるんだ

旅番組金がかからず楽しめる

\*\*\*「ウメシロ」さん\*\*\*

秋はじめ今年のサンマは痩せてたな

タクシーがいつのまにやら黒ボックス

令和でも小判や金貨出てきたな

\*\*\*「ボンジリ」さん\*\*\*

お通夜も知らねばそれですむものを

船旅は時間かかるし金かかる

高齢者買い替えバイク中古品

### 新年号にて【きたざわ川柳】の優秀作品の発表をいたします

今号も『きたざわ川柳』に沢山の作品の御応募をいただき、ありがとうございました。  
11月末日までの作品も含めまして新年号にて優秀作品の発表を行ないますので、  
皆様奮って川柳をご応募下さいます様お願い申し上げます。

広報委員会

### 税金クイズ

皆さん、こんにちは。今年もあと少しとなってきましたね。

皆さんはこの1年、有意義に過ごせましたでしょうか。

今年最後の授業となります。皆さん、ちょっと早いですが良いお年を！



Let's try!

第1問 郵便切手の販売による収入は、次のどちらが消費税の対象になるでしょうか？

- ①郵便局や切手販売所で販売したもの
- ②チケットショップで販売したもの

第2問 次のうち、消費税の課税対象となる授業料はどちらでしょうか？

- ①そろばん塾の授業料
- ②幼稚園の授業料

\*答えは26ページに掲載

税金八先生！  
教えて！

### 心のこもったセレモニーのご提案

## 村上葬祭

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営  
販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱

株式会社 ムラカミ

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2  
TEL03-3429-4874 FAX03-3420-7705  
<http://www.murakami-sousai.co.jp/>

明日への新情報通信システムを構築する。  
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

三東電気工事株式会社

代表取締役 寺腰忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12

☎(3325)5630(代) FAX(3325)5686

# きたざわ川柳

\*\*\*「オケラ」さん\*\*\*

ジイジイの誕生会も孫中心

地下鉄と井の頭線を繋げてよ

健康を気遣う人に幸ありき

\*\*\*「ポチ」さん\*\*\*

ホワイト国外れてしまえばブラックね

お盆中静かに仕事もいいもんだ

大人でも注射だけは苦手だな

\*\*\*「スイカ」さん\*\*\*

朝飯は海苔と納豆 お味噌汁

反日の取材のカメラソニー日本製

プロ野球ひいきのチームのふがいなき

\*\*\*「シチリン」さん\*\*\*

煽るやつ警察煽って取り締まれ

ラーメンは暑い日食つてうまいんだ

ゴルフ競い戦った拳げ句同スコア

\*\*\*「ダジャレ」さん\*\*\*

晩ごはん何でもいよはだめみたい

クーラーがしゃべる時代になったのか

コマーシャル見たたら食べたくなかった

\*\*\*「ネムケ」さん\*\*\*

あおり恐れ我車も設置レコーダー

日本なら慰安婦徴用時効だな

暑い夏こらえていければ稲実る

\*\*\*「マサカ」さん\*\*\*

嬉しい日悲しい日あって人生だ

すごい人外人みたい日本人

朝一番トイレで新聞読む習慣

\*\*\*「タマネギ」さん\*\*\*

すき焼きはたまに食うからうまいんだ

クルーズで世界一周金ヒマなし

\*\*\*「サザエ」さん\*\*\*

時早しあつという間の暑さかな

欲しい時ないと困るの孫の手だ

\*\*\*「梅ちゃん」さん\*\*\*

愛犬が私より先に腰痛め

ダイエットあくこの一口がやめれない

女房の行く先行く先孫と犬

台風でヒマワリばったり道ふさぎ

優先席高校生が奪い合い

# 令和元年 世田谷区内各所の秋まつり



八幡山駅名の由来にもなっている八幡社例大祭の華やかな山車 9月22日(日)



赤堤六所神社例大祭 9月22日(日)



学問の神 菅原道真公が祀られる菅原神社の大祭 9月29日(日)



世田谷区たまがわ花火大会 10月5日(土)



世田谷市場まつりでは、果物や野菜で造られた神輿が登場。全国各地から様々な産物の出店が軒を連ねた。10月20日(日)





北沢税務署  
法人課税第一部門  
池田研司 上席



(公財)日本ラグビー  
フットボール協会  
川合レオ氏

令和元年9月6日(金)18時より、南烏山・粕谷と給田・北烏山の2支部共催による公開税務研修会が烏山区民センター3階集会室にて開かれました。

第一部の税務研修では北沢税務署法人課税第一部門上席調査官 池田研司様に『消費税よもやま話・軽減税率』と題して本年10月からの国民の関心ごとである消費税にまつわる話をして頂き、その中で『課否判定フロー図』の配布や『確認テスト』(下記にて一部紹介)も行われるといった充実した内容で、参加者の多くが緊張して受講しておりました。

その後、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会普及育成委員会コーチング部門 部門長 川合レオ様にバトンタッチし、『ラグビーワールドカップを楽しもう！簡単なラグビー講座』と題して、間もなく開催されるラグビーW杯の楽しみ方の説明などを中心に、様々なエピソードを交えた講演をして頂き、参加者は興味深々で聞き入っておりました。

引き続き行われた第二部の懇親会では、新規会員様や友人・知人を交えた団らんのひと時となりました。

(明大前支部 副支部長 塩原 孝夫)

### — — — — 確認テストの内容 — — — —

問1. 個人事業者が家事用に使用していた自動車を売却しても、消費税の課税の対象とならない。

問2. 事業者が棚卸資産を原価割れで販売する行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡に含まれる。

問3. 事業者が事業用の建物を他の事業者が所有する建物と交換する場合、その事業者は対価を得ていないので、消費税は課されない。

問4. ロシア国内に缶詰工場を建設する請負契約を日本国内で締結した場合には、国内取引に該当する。

引に該当する。

問5. 市町村が有料駐車場を経営する場合、市町村は事業者ではないことから、その駐車料金には消費税は課されない。

問6. 事業者が、事業所が被災したことにより支払を受けた保険金は、事業として受け取るものであることから、消費税は課される。

問7. サラリーマンが釣具を個人輸入した場合には、輸入時に消費税が課される。

問8. 不動産業者が土地の譲渡に係る仲介料の支払いを受けた場合には、消費税が課され

ない。

問9. チケットショップで郵便切手と商品券を購入した場合、どちらの代金にも消費税は課されない。

問10. ゴルフ場その他の施設の利用又は役務の提供に関し、予約金を收受するが、プレーをキャンセルした場合には、その予約金をキャンセル料として没収することとしている。このキャンセル料は、逸失利益に対する損害賠償金として受領しているため、資産の譲渡等の対価に該当しない。

### — — — — 確認テスト解答 — — — —

答1. ○ 個人事業者が生活の用に供している資産を譲渡する場合は、「事業として」行った資産の譲渡には該当しないことから、課税の対象とならない。

答2. ○ 棚卸資産を原価割れで販売した場合でも、資産の譲渡に対して反対給付を受けていることには変わらない。

答3. × 資産の交換は資産の譲渡に該当し、交換により取得する資産の価額が、資産の譲渡等の対価に該当する。

答4. × 建物の建築請負が国内取引に該当するかどうかは、契約を締結した場所ではなく、実際に役務の提供が行われた場所で判

定する。この場合の役務の提供が行われた場所は、建物の建設を行うロシア国内であるため、国外取引となる。

答5. × 国及び地方公共団体は、消費税法上の事業者(法人)に該当することから、国又は地方公共団体が行う事業も、消費税の課税の対象となる。

答6. × 保険金は、保険事故の発生に伴い受け取るものであるから、資産の譲渡等の対価には該当しない。

答7. ○ 輸入取引については、事業として行われられないものや無償による引き取りであっても消費税の課税の対象となる。

答8. × 土地の譲渡は非課税となるが、その譲渡に係る仲介料を対価とする役務の提供は非課税とはならない。

答9. × 商品券の譲渡はどのような事業者が行っても非課税となるが、郵便切手の譲渡は郵便事業株式会社、郵便局株式会社の営業所又は郵便切手類販売所が行うもののみが非課税となる。

答10. ○ この場合のキャンセル料は、損害賠償金として受領しているものであるため、資産の譲渡等の対価に該当しない。

# 明大前支部 第1回 支部会議・懇談会



▲坂本支部長による挨拶と活動報告  
◀庶民的な雰囲気の店内にて全員で乾杯あ〜い！

令和元年9月24日(火)18時より、昭和信用金庫下高井戸支店向かいの「鳥たけ」2階にて、本年度第1回目の支部会議・懇談会を開催しました。

当日はおよそ30人程が集い、前半の支部会議では、坂本支部長をはじめ支部役員より、明大前支部の今後の活動内容を報告。

具体的には、新たに副支部長となった方々を中心に勧奨活動を行い、今年度5名程の新入会員の獲得することをはじめ、間もなく行われるクリーンウォークや、12月の公開講演会などの事業への積極参加を求めました。

また後半に支部会員の親睦を深める目的で開催した懇親会では、このお店ご自慢の焼き鳥のみならず、海の幸も豊富に提供して頂き、初めての参加者にも大好評。

今後の支部活動の活性化を図るため、新入会員や初参加の会員の方を中心に自己PRをして頂き、また、長年にわたり当支部にて活躍されているにもかかわらず、なかなか支部会議などに出席することが出来なかった方々も<sup>あいあい</sup>交え会話がはずみ、時の経つのも忘れて和気藹々のうちに終了致しました。

(明大前支部 副支部長 塩原 孝夫)

## 会員紹介

## ウシヤマ電機株式会社 (明大前支部)

当社は1979年7月に創立してから、本年7月まで創業社長牛山修(現在は相談役)の息子である牛山修哉が代表取締役を務めておりましたが、創業40年目となった本年7月に代表取締役が飯倉一郎となりました。

牛山修はもともと電子部品の商社や電子部品メーカーの営業を行っておりました。その営業経験を生かして独立し、電子部品の商社を立ち上げたのでした。

創立当初はダイオード、コンデンサなどの電子部品を販売していましたが、その後Windows95が誕生したころから半導体ブームが巻き起こり、様々な電子部品が半導体へ置き換わっていききました。その流れもあり半導体の販売が主流となっていききました。

このような時代背景のなか、1985年7月に(株)小寺電子製作所と代理店契約を締結。小寺電子製作所はもともと基板設計製作をしていました



が、この頃にデジタル制御式の全自動電線切断皮剥機(キャストینگ)の設計開発を初めていました。

私が入社したのは1995年ですが、この頃はまだまだキャストینگなどの機械販売の割合は小さく、電子部品の販売が主力で売り上げ全体の8割以上を占めていました。

当社の取り扱い製品は創業当初より、時代のニーズを捉えた着実に認められる製品として各所にて活躍しており、現在では電線ケーブル等を加工する機械の販売とメンテナンス事業を中心とした会社となりました。

北沢法人会会員の皆様、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。



ウシヤマ電機株式会社  
代表取締役社長  
飯倉 一郎さん



所在地：〒156-0043 世田谷区松原3-40-7 パインフィールドビル9F

電話番号：03-5355-6231 FAX 番号：03-5355-6232

営業時間：9:00～18:00 休日：土曜・日曜・祝日

ホームページ：<https://ushiyama.co.jp/>

事業内容：ワイヤーハーネス加工機、手動工具/ハンドツール、消耗部品/パーツ、部材(端子・ハウジング・電線)、検査機器

## 千歳台・船橋支部 ちとふな盆踊り

今年の夏のスタートは、雨が降る日が続きましたが、8月に入り、通常通りの太陽サンサンの猛暑となりました。

そんな中、8月18日（日曜日）17時より、ちとふな盆踊りが開かれ、初めて参加しました。

小田急線千歳船橋駅前広場は盆踊り会場となり、櫓が設置され、東京音頭や炭坑節の音楽に合わせて、子供達が順番に櫓の上の太鼓でリズムを取り、櫓のまわりでは、浴衣姿の子供やお母さんを中心に沢山の人達が、色取り取りの提灯の明かりの下で輪になって踊っていました。

私は、高架下に作られた税金クイズコーナー、わたあめ、焼き鳥の模擬店の間の生ビールの販売担当でした。

始まる1時間前に、ビールサーバーに氷を入れて、カップにビールを注ぐ練習をしました。泡がなかなか作れず、代金を頂く係となりました。

毎年盆踊りを楽しみにされているという浴衣にスニーカーを履いた親子や神宮球場での野球観戦後のユニフォーム姿の家族連れや近所の人…など、沢山の人達が



集まり賑わいました。

あっという間に20時となり、盆踊りも「ラストです」とアナウンスがありましたが、笑顔で踊る人達が増えて、何度となく延長されました。

生ビールも完売でした。

翌日、足腰が筋肉痛となりましたが、とても楽しいイベントの思い出となりました。

(千歳台・船橋支部 幹事 村上 直美)

## 千歳台・船橋支部 第2回公開税務研修会

～支部公開税務研修会に出席して～

9月22日（日）の連休のさなか、また、お天気もあまり良くない中で行われた勉強会でしたが、69名もの大勢の方がお見えになり開催されました。

丁度消費税が10%になる少し前の勉強会、10%だったり8%だったり混乱する中、10%になる物、8%になる物の区別をしっかりと学ぶことが出来、とても良かったです。

講師は税理士の小出絹恵先生で、相続税について詳しくお話をしてくださり、子どもの居ないあるご夫婦の例が、とても心に残りました。

ご夫婦と姑さんとで商売をしていたのが、ご主人が亡くなり、そのときは奥さんと姑さんとで頑張って商売を続けたのですが、その後には姑さんが亡くなると、結局お店を閉めることになってしまって、店を相続したのはご主人の姉妹で、奥さんは何ももらえないまま家を出たそうです。

奥さんには相続の権利が無いことには特に驚きました。養子でも良いので子がいればそのようなことはなかつ



たそうです。

私の頭の中は『えっ!!』としか思い浮かびませんでした。こんな理不尽な相続制度があるとは思ってもみませんでした。これは全く知らなかった事で、大変勉強になりました。

後でお仲間の人から聞いたのですが、この問題は改正に向けて検討されているらしいです。

本当に早く検討されて改正されるべきだと思います。

(千歳台・船橋支部 幹事 石井 俊子)



小出絹恵先生プロフィール: 下北沢で税理士・行政書士事務所開設。円満相続遺言支援士、経済産業大臣認定経営革新等支援機関、租税法務学会理事。共著に「業種別消費税実践対策」「租税法の解釈と適用」等、「簿記の初歩からわかる本」(監修)、その他雑誌エコノミスト・税務弘報・企業実務・経理ウーマン等に多数原稿執筆。北沢法人会報には「先生の原稿、楽しみにしています!」と、皆様からいただく声を励みに20年ほど原稿を執筆させていただきました。最近、会社の事業革新・会社の終活、ご家族の円満相続申告・遺言作成のご依頼をいただくことが増えています。会社の先行きや、相続の悩みを抱えておられる皆様のお役に立てるよう日々頑張っています。

## 下北沢支部 第1回 公開税務研修会



令和元年10月10日(木)北沢タウンホール2Fの第一集会室において、「下北沢支部第一回公開税務研修会」を開催いたしました。今回お招きしたのは、池ノ上で経済についての講演活動を幅広くなさっている元共栄大学国際経営学部教授の小川智弘先生。いつもの税務研修会とは違い、話の規模が大きい経済学の視点から税を考えるという講演内容でした。講演名は、『下北沢から世界のケイザイを考えてみる』という壮大なお題で、どんな内容になるか楽しみが半分、大学の講義のような難しい内容なのではないかという不安が半分で、開始を待っていました。

講義内容は、為替の基本的な話から、関税の種類の説明、法人税・消費税・所得税を含めた税収全体での各税の割合とその変化、さらには、関税率や消費税率が変化することで実際にどのように私達国民が影響を受けるのか

を具体的な数字を上げて実感できるように講義してくださいました。また、国の負債の話、その解決を色々な視点から考えているという投げかけ、さらには参加者がその考えを述べるという、実に内容の濃い講義となりました。参加者との討論もあり、大幅に時間が延長してしまいましたが、それだけ盛り上がった証拠だと感じました。



講師：小川智弘先生

第二部の懇談会では、各社のPR、法人会のクリーンウォークと公開講演会の告知などもされ、会員同士の交流も盛んに行われました。ここでも、参加者からの活発な発言があり、まだまだ時間が足りないと感じるうちに残念ながら閉会の時間となってしまいました。

今回の税務研修会を通じて、参加者の方々が、ただ数合わせで参加したのではなく、講演内容についての理解とそれに対する確固たる意見、参加者同士の意見交換、ご自分のお仕事を法人会活動へつなげていく姿勢、などなど公開税務研修会を有意義に活用してくれているとあらためて感じました。今後も一般参加者も含め会員の皆様を法人会活動に巻き込むことで、税のオピニオンリーダーとしての責務を果たしていけたらと思います。

(下北沢支部 副支部長 長 沼 洋一郎)

### 会員紹介

### 司法書士・行政書士 あかつき法務事務所



京王線明大前駅徒歩5分の司法書士・行政書士事務所です。不動産登記の名義変更、会社登記の各種変更、相続、遺言作成などの業務を取り扱っています。

特に不動産売買に関しては豊富な経験があり、任意売却案件やデベロッパーの土地仕入れ、信託受益権の現物化などにも精通しています。単なる書類作成や手続代行に留まらない、当事者の取引目的から逆算したアプローチを心がけています。



また、「民事信託」の提案にも力を入れており、代表は(一社)民事信託推進センターの社員もしております。民事信託は、将来の認知症対策、世代を超えた資産の引継ぎ、柔軟な事業承継スキーム等として注目をされている手法ですが、比較的新しい制度ということもあり、認知度の低さや事例の少なさがネックとなっています。

あかつき法務事務所では、最新の判例や法改正などの情報を取り入れながら、ご相談いただいた方にベストな手法をご提案できる事務所であることを目指しています。

名称：あかつき法務事務所 司法書士・行政書士 久保輝東  
所在地：〒156-0043 世田谷区松原1-46-9 OHREM 明大前ビル502  
電話番号：03-6304-3873 FAX：03-6304-3874  
営業時間：9:00～18:00 定休日：土曜・日曜・祝日

## 経堂支部 第2回 支部会員会議・交流会



西原支部長

8月26日、西原新支部長が就任して初となる経堂支部会員会議・交流会が、支部会員さんでもあるコジコジハウスさんで開催されました。

18:00から始まった第1部の会員会議では、西原新支部長の開会の挨拶に続き、6件の議題がテンポ良く進みました。

まず①経堂まつりの報告。に続いて②の温暖化対策報告書について。は何と言っても、今年度は提出1社につき1,000円分の商品券が支部表彰として支給されることから、新支部長の説明にも熱が入り、各会員の商品券ゲットへの意欲が沸々と！次に③これからの支部・本部の活動予定として9月7・8日の北沢八幡まつり、9月11日のバス研、10月26日のクリーンウォーク、11月7日の天狗会ゴルフなどの充実した内容が発表されたのに続き④各委員会・部会の活動報告について。

更に⑤各レクリエーション部活動の報告⑥その他。まで議題が進んだころには、喉の渇きとお腹の空き具合もピークに達し第2部の交流会がスタート！冷たいビールで喉を潤したあとは、コジコジハウスさんの美味しい創作料理の一皿一皿に舌鼓。

何と言っても定番のピロシキは絶品で、お腹も心も満



たされた～絶妙なタイミングで各社のPRタイムで盛り上がり、第2回経堂支部の会員会議と交流会は無事閉会となりました。

(経堂支部 副支部長 岡本のぶ子)

### 会員紹介

### 十勝うまいもんバル TONOTO 下北沢店



同店は代沢の「十勝うまいもんバルTONOTO」の2号店です。私の地元である、北海道十勝の農家や鶏肉業者から産直で新鮮な食材を仕入れております。

下北沢を選んだ理由について、代沢店から距離もほどよく近く、下北沢駅近くの場所でテーブル席中心の落ち着いた雰囲気のお店を作りたいからです。

メニューは、十勝中札内村の若鶏を使った「鮮度抜群 鶏ササミの刺し身」(580円)、「土幌町産男爵いものポテトサラダ」



(320円)、「トロロの鉄板焼き」(450円)、「野菜の水分だけで煮込んだ濃厚キーマカレー」(660円)など。そのほか十勝の銘酒「十勝ワイン」や、北海道の地酒もごさいます。

店内は隠れ家的な作りとなっており、下北沢に遊びに来た観光者や地元近隣に住む方にもリーズナブルで気軽に来られる落ち着いたお店を目指しております。チャージ・席料も無く少人数から団体様まで席数も多くご用意しておりますのでお気軽に遊びに来ていただけたら幸いです。

名称：十勝うまいもんバルTONOTO 下北沢店

所在地：〒155-0031 世田谷区北沢 2-24-9 M's 下北沢 102

電話番号：03-6407-8884

営業時間：17時～26時 定休日：月曜日

## リレー後記

\*\*\*秋の夜長に想うこと\*\*\*

秋の夜に想うことあり。庭先の梢の向こうに月が見える。月明りが薄雲を照らし、都会の夜空は黒に染まらず、星が見えないのが残念だ。「御撰 勸進帳」がかかっているね、なんて母と調べていると、爪先が冷えて寒く、ちょっと前まで夏の名残があったことに驚く。幾度の台風で萎れた朝顔は、猛暑を予感させる朝の庭に、青藍色や江戸風情な団十郎が行燈仕立てに花火のようだった。

思えば初夏のある日、北海道で単線の浪漫の味わいがある駅舎を降りた。タクシーで田園風景を抜けると、赤煉瓦のサイロの様な建物があつた。風は爽涼と吹き、ハルゼミが鳴き、白樺の群生林に入ると白い幹の合間に木漏れ日が差して、下草や苔を映え映えと照らしていた。これが祖父も父も好きな北海道の風景なのだと思った。

またある日は那須へ。鹽原の酪農風景を抜けて湯本へ登ると、温泉の匂いが心の内を休めてくれた。薄霧雲類の向こうに山肌の茶色い主峰が聳え、細雨を衝く散歩の気分のままに歩いた。芝生の真ん中で、「そのせせらぎは実は温泉が含まれているんですよ。」と教えられた。冷水と思っていたが、触ると温い。ここは自然豊かで紅葉は、層雲峡黒岳に比する美しさだそう。そんな話をしていたら、新千歳でもよく食べるソフトクリームを食べたくなった。「好きなんですか？」と聞かれると、思わず開放感の象徴だと答えた。

古意蒼涼と、自慊はあきたらずに詩趣や旅情を季節の移ろいに求めるなら、私にとってはまず、北海道や那須だと思った。

(代沢・代田支部 阿川 健志)

\*\*\*タイトルは奪うモノではなく

与えられるモノ\*\*\*

本年度より広報委員会担当副会長を仰せつかりました、金子健太郎です。

仕事の都合で委員会になかなか出席が叶わない状況ですが、この度竹股広報委員長より、編集後記を依頼され一筆書かせていただきます。

去る10月11日(金)今月の広報委員会開催日が私の会社の主催するボクシング試合(東洋太平洋ミドル級王座決定戦)でした。私がプロモーターですので広報委員会は欠席した次第です。

おかげさまで、タイトルマッチは金子ジムの細川チャーリー忍が見事、8ラウンドTKOで勝ち、第52代東洋太平洋ミドル級チャンピオンとなりました。「タイトルは奪うモノではなく与えられるモノ。」と先代の会長金子繁治がよく言っておりました。

欲しいと思ったら与えられるまで努力する。大切な言葉と思います。

皆様のご健勝と企業のご発展をお祈り申し上げます。

(下北沢支部 金子 健太郎)



\*\*\*考えさせられる新技術\*\*\*

幕張メッセで先頃開催した CEATEC という展示会の、とあるブースでは国が推進している「働き方改革」や「労働人口の減少問題」をキーワードに、完全無人化店舗のシステムをコンビニチェーンなどに導入していくプランを提案していた。

その仕組みとは、店の入り口に設置した超高解像度カメラと顔認証システムで来店者を特定し、店内にも天井や棚などに多数のカメラを設置しておいて、買物客が店内の商品の何を手にしたのか、買物かご等に入れたのかなどの情報のみならず、そのお客が前回購入した製品やその人の好みまでを推測して通過する通路の棚などに表示し、お店の出口のゲートを通過した際に自動的に計算処理を済ませて、あとはそのお客の個人の銀行口座などから自動的に引き落としをするというものでした。

確かに「へえー、凄い」とは思うけれど、このように防犯目的ではなく、お客側の行動を逐次監視し、店側に管理されているようなお店に果たして行きたいか。実際に、そのブースのコンパニオンに、「こういうお店が近所に出来たとして、貴方は行きたいですか?」と聞いたら、「私個人的にはチョット…」との返事でした。

しかも、昨今の台風などの災害時、停電や通信網が途絶えた場合、これでは入店すら出来なくなる。となると、東日本大震災以降、非常時でもコンビニに駆け込めば何とかかなる…と想着いても、それも不可能になってしまう訳です。ちょっと考えさせられる技術ではないでしょうか。

(明大前支部 塩原 孝夫)

## 税金クイズの答え

第1問 答え ②チケットショップで販売したもの

消費税の消費一般に広く公平に負担を求める税の性格からみて、課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当でない取引があり、消費税を課税しない「非課税取引」としています。したがって、郵便局や切手販売所で販売した郵便切手は、いずれも非課税になります。なお、チケットショップや他の事業者から販売する場合には、非課税とされる資

産の譲渡に該当せず、その全額が課税されます。

第2問 答え ②そろばん塾の授業料

学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学校が受け取る授業料、入学検定料は非課税となりますが、これらの学校等に該当しないそろばん塾、予備校、進学塾等が受け取る授業料、入学検定料は課税されます。幼稚園は学校教育法第1条に規定する学校に該当し、幼稚園が受け取る授業料、入園検定料には課税されません。

### ほうじん北沢 348号

令和元年11月1日発行

発行所 〒154-0022

東京都世田谷区梅丘1-43-1

公益社団法人 北沢法人会

発行人 飯野 光彦

広報委員長 竹股 克之

編集人 塩原 孝夫

TEL 03-5450-7121

FAX 03-5450-7122



当誌は全頁にて再生紙を使用しています。

第8回

# TOKYO

TOKYO MITSUBOSHI  
BAZAAR PRESS 2019

# 三ツ星バザール

## 入場 無料

Admission Free

◆ 日時

**11.6 Wed**  
10:00-20:00

**11.7 Thu**  
10:00-19:00

◆ 場所

新宿駅西口広場  
イベントコーナー



おかげさまで8回目！  
今年も「三ツ星バザール」の季節がやってきました。  
東京各地の人気店はもちろん、  
地方の特産品も、新宿に大集合！  
年々深まる、広がる、三ツ星の絆、おいしい輪。  
今年も皆さまのご来場をお待ちしております。

主催  昭和信用金庫

〈特別参加〉

東京三協信用金庫・亀有信用金庫・西京信用金庫・  
興産信用金庫・芝信用金庫・銚子信用金庫・  
沼津信用金庫・コザ信用金庫・興能信用金庫・  
一関信用金庫

お問い合わせ

TOKYO 三ツ星バザール事務局  
昭和信用金庫 営業推進部 事業支援課

TEL 03-3422-6667

FAX 03-3419-0651

URL <http://shinkin.co.jp/showa/>

E-mail [jigyoshien@showa-shinkin.co.jp](mailto:jigyoshien@showa-shinkin.co.jp)

会場ご利用いただけるキャッシュレス決済はこちらです





**会員特典**

公益社団法人 **北沢法人会**

# 葬儀支援サービス

新たな会費や  
制度加入手続きは  
不要です。

家族葬、一般葬、社葬や宗教・宗派問わず、  
各地域のしきたりに合わせたご葬儀のご相談承ります

## ポイント 1 葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に必要な品目（祭壇、お棺など）を「基本セット」として  
首都圏平均50万円相当のものを低廉な価格でご提供いたします。

### ●対象者と基本セットご利用料金

※会員本人がご健在であれば何度でも使えます。

対象者 (ご葬儀の対象となる故人さま)	基本セットご利用料金
● 75歳未満の役員	<b>無料</b>
● 75歳以上の役員および役員のご家族*の方 <small>*家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の両親・祖父母」にあたります。</small>	<b>24万円 (税別)</b>

「葬儀支援サービス」をご利用されますと、「北沢法人会」の名札で**生花**または**花環**が1基提供されます。

## ポイント 2 葬儀に関する不安を軽減

24時間365日、お電話1本で葬儀をご手配。

葬儀に関するお問合せや  
事前相談だけでもOK!!

### ●全国儀式サービスコールセンター 24時間・365日対応



ヨニイシクミ  
**0120-421-493**

まず始めに、「北沢法人会」とお伝えください。

ご利用の際は事前に左記の電話番号へご連絡ください。  
葬儀社とのお打合せ後のご連絡ではご利用になれません。

## 提携葬儀社 **くらしの友**

くらしの友は首都圏を中心に30箇所の直営斎場を運営。高い品質、お客様満足度も高く、おすすめしている提携葬儀社です。

くらしの友互助会会員併用利用特典として  
葬儀費用総額から**5万円**を差し引きます。

くらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

### 桜新町式場



式場数	2式場	
安置室	○	
仮眠室	バス	○
	トイレ	○
駐車場	14台	

住所 東京都世田谷区桜新町2-19-16  
最寄り駅 東急田園都市線「桜新町駅」西口より 徒歩約5分

### アダージョ世田谷代田



式場数	1式場	
安置室	○	
仮眠室	バス	○
	トイレ	○
駐車場	7台	

住所 東京都世田谷区代田5-10-8  
最寄り駅 小田急線「世田谷代田駅」より 徒歩約4分  
京王井の頭線「新代田駅」より 徒歩約7分

※記載の斎場のほか、自宅・集会所・町内会館・寺院斎場でもご利用可能です。

葬儀支援サービス制度の詳細や全国の加盟葬儀社・斎場検索は、**全国儀式サービスのホームページ**をご覧ください。

全国儀式サービス   制度の詳細閲覧にはパスワードが必要です。 ユーザー名: **gishiki** パスワード: **kitazawa\_hou**